

# 八幡市 まち・ひと・しごと創生

## 検討懇談会を設置

人口減少と地域経済縮小を克服していくため、昨年、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

市においても、人口の現状と将来展望を示す「人口ビジョン」と「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、市民の皆さんをはじめとして、

学識経験者、産業界・労働団体・金融機関など、さまざまな分野の人たちからご意見を伺うため、5月29日に八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会を設置しました。

懇談会は、市民公募2人を含む12人の委員で構成されています。

会長に橋本行史氏(関西大学 政策創造学部副学部長)、会長代

理に田中朋清氏(石清水八幡宮 権宮司)が選出されました。その他の委員は、次の皆さんです。(50音順、敬称略)

大須賀安彦、柏本佳宏、川勝隆、田邊豪二、丁村勉子、豊田佳子、中内道子、西村徹也、西村敏雄、政純子

懇談会は、月1回程度の開催予定となり、6月26日(金)に第2回懇談会が開催されました。第3回懇談会は、日程決定後、市ホームページに掲載します。

審議は公開されますので、傍聴を希望される場合は、会場にお越しください(先着順で受け付けます)。

◆問い合わせ 政策推進課

### 「創生総合戦略」のアイデア募集

「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たり、人口減少社会を克服するための創造的な取り組みについて、アイデアを広く募集します。

提案いただきたい

#### 取り組みの例

- 八幡市に住み続けたい、八幡市へ移り住みたいと思えるまちにする取り組み
- 八幡市に新たな人の流れを作る取り組み
- 若い世代の希望に応じ、結婚、出産、子育てができる環境づくり
- 健康で元気に幸せに生活できる、住みやすいまちをつくる取り組み など

提出方法 様式に定めはありません。あなたの意見、住所、氏名、電話番号を記入し、次の①～④のいずれか



の方法でご提出ください。

- ①郵送 〒614-8500
- 1 (市役所) 政策推進課
- ②FAX送信 982-7988 (代表)

※①②共に、意見はまるい箱の用紙(市役所、公民館等に設置)を使用してください。

③市ホームページ内の「政策推進課政策係」お問い合わせ

わせフォームからの送信

④政策推進課(市役所2階)へ持参

※電話での意見は受け付けできませんので、ご了承願います。

募集期間 7月1日(水)～7月22日(水) 必着

応募条件 提案内容は、八幡市まち・ひと・しごと創生本部および検討懇談会での検討に活用させていただきます。

提案内容に対する個別の回答はしません。提案内容によっては市ホームページ等で公開する場合があります。

提案を受けたアイデアが事業化された際に発生する一切の権利は八幡市に帰属します。

◆問い合わせ 政策推進課

### マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

<p><b>3つのメリット</b></p> <p><b>1 行政の効率化</b> 手続きが正確で早くなる</p> <p>行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。</p>	<p><b>2 国民の利便性の向上</b> 面倒な手続きが簡単に</p> <p>申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。</p>	<p><b>3 公平・公正な社会の実現</b> 給付金などの不正受給の防止</p> <p>行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。</p>
--	---	---

マイナンバー制度のお問い合わせは **0570-20-0178** (マイナンバー 検索)

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。  
※外国籍でも住民票のある人は対象となります。



平成27年10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします!

内閣府

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

### ごみの分別にご協力ください

カン、紙パック、ペットボトル、ビン、カセットボンベおよびスプレー缶を資源物として回収し、再資源化しています。

**資源物の回収場所**

資源物は、お近くの資源物回収場所の専用容器にお出しください。

資源物回収場所は、常設型と設置型があります。常設型は全ての資源物をいつでも出せます。設置型は、

資源物回収日カレンダーに従ってお出しください。

※お近くの回収場所や回収日が分からない場合は、環境業務課ごみ減量推進係までお問い合わせください。

**資源物の出し方**

- カン類**  
対象 飲料用・食品用の空きカン  
▷簡単に水洗いをする  
※ペットフード用やペンの空きカンなどは、燃やさないごみ。
- 紙パック**  
対象 飲料用で、内側にアルミ箔が貼られていないもの  
▷簡単に水洗いをする  
▷切り開いてよく乾かす  
※内側がアルミ箔のものは燃やさないごみ。
- スプレー缶** ●**カセットボンベ**  
対象 カセット式ガスボンベ・殺虫剤などのスプレー缶など  
▷中身を完全に使い切ってから穴を開けずに出してください

- ペットボトル**  
対象 飲み物・しょうゆ・みりん・焼酎の入ったペットボトル  
▷簡単に水洗いをする  
▷キャップとラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ
- ビン**  
対象 飲み物・食べ物・調味料のガラスビン  
▷簡単に水洗いをする  
▷ふた・キャップは、はずす  
▷飲食用以外(化粧品用等)は、燃やさないごみへ  
※化粧品の空きビン、ガラス製調理器具などは、燃やさないごみ。

**プラスチック製容器包装の収集日**

**4月から変更しています**

収集は毎月第1・3・5回目の収集日ではありません。

2週間に1回の収集で、年間を通して、燃やさないごみと隔週(交互)収集です。家庭ごみ分別・収集日カレンダーを必ずご覧ください。

◆問い合わせ 環境業務課